

# 利子補給のお知らせ

由布市では、設備資金の借入れをした場合に、一定の要件に基づき支払利息の一部を補給（補助）しています。

下記の概要を参照し、該当する場合は、令和2年1月20日（月）までに必要な書類を添えて商工会に提出（申込）してください。

なお、不明な点等お問い合わせは、お気軽に商工会までご連絡ください。

＊＊連絡先：由布市商工会＊＊

- ・本所（庄内） ☎097-582-0094
- ・湯布院支所 ☎0977-84-2445
- ・挾間支所 ☎097-583-0235

## 【由布市中小企業者店舗等整備改善融資金利子補給の概要】

- 本年度の利子補給対象期間 平成31年1月1日～令和元年12月31日
- 資金の対象（営業目的のもの）
  - ①店舗・倉庫・作業所の新築・改築・改装等
  - ②作業用機械の購入等
  - ③来客用駐車場の施設整備等※借入対象設備に補助金（グループ補助金・小規模事業者持続化補助金等）を交付されている場合は対象外
- 融資金融機関  
政府系金融機関（日本政策金融公庫・商工組合中央金庫）、大分銀行、豊和銀行、大分みらい信用金庫、大分信用金庫、大分県信用組合、大分県農業協同組合など
- 利子補給の対象及び率
  - ①由布市に引き続き2年以上在住し（法人にあっては本店を有し）営業する中小企業者
  - ②由布市商工会の会員
  - ③市税を完納している者
  - ④支払利息が発生した年に申請（後年の申請は認めない）
  - ⑤金融機関より融資を受けた資金利子の50%以内  
（利子補給対象金利の最高限度は年利6%とする）
- 利子補給の期間 60カ月以内
- 融資限度額 100万円以上2,000万円まで
- 申請関係書類（申請書等は商工会で準備しています）
  - ①利子補給金交付申請書（様式第1号）
  - ②貸付報告書兼利息支払証明書（様式第2号）
  - ③設計書・見積書等（整備の内容がわかる書類）
  - ④領収書
  - ⑤購入した設備等の写真
  - ⑥市税完納証明書
  - ⑦住民票（個人）、履歴事項全部証明書（法人）＊提出日より3カ月以内に取得のもの
- 提出期限 令和2年1月20日（月） ＊期日厳守